

**平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 10 回会議要旨**

<出席者>

外部評価委員（5名）

名和田部会長（副会長）、入江委員、富井委員、芳賀委員、渡辺委員
事務局（3名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 9 月 10 日（金）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<開会>

1 補助事業評価について

【部会長】

本日は、補助事業評価につきまして、利子補給事業についての部会としての評価の取りまとめをしなければならないと思います。

計画事業評価につきましては、それぞれの委員の評価が必ずしも一致していないというところを中心に議論すればいいのかと思います。

利子補給関連の補助事業につきまして、最初は一つずつやることにしたいと思います。

最初は「環境保全資金利子補給」です。

【委員】

基本的に、融資制度というのがあって融資をするわけで、それに対して利子補給を今しているわけですね。論点をはっきりさせる必要があります。

【部会長】

いかなる趣旨の補助事業であるのか。

【委員】

利子補給することにより経営が安定化する等と書かれています。

そこで、利子補給ということがいいのか悪いのかということを議論するのか、あるいは、環境、ワークライフバランス等の個々の項目がそういうことをすることに意味がある項目なのかということを議論するのかです。利子補給がいいのか悪いのか議論しても、私どもはわかりませんと思います。

【部会長】

利子補給そのものが必ず補助事業としてよくないとは言えないということで、個別に趣旨とか効果とかを見ながら、評価していくというほかないかなと思います。

利子補給の趣旨は、やっぱり中小企業者を中心に負担軽減をするということで、じゃどういふ負担をどういふふうに軽減するなら許されるのかということの一つ一つやっていくしかない。特に緊急の特別措置のような、もともとの補助メニューがあった上に、さらに新たなメニューがついているのがあって、それは本当に緊急なのかと思うのです。緊急の割にはずっとやっているじゃないか、そういうことを一つ一つ議論していくということだろうと思います。

【委員】

利子補給は全部、要綱が根拠で、その要綱は規則を根拠にしているのです。規則は単なる事務手続規則みたいなものですから、そうすると要綱でこれだけのお金を支出している。項目によっては何十万円程度から何億円のものまでありますね。

議会または区民の組織がこういうことでいいのかチェックする場というのを制度として必要なのではないのか。それは、少し、議論をしていただきたいと思います。

現実に個別に評価する必要はあるのです。

今、低金利のときに、短期融資に対して利子補給だとかということはあまり意味がないです。それは極めて物理的に利子補給の公平性みたいな、あれにもやっているから、これにもやっているからと、こういうふうになっているという部分があるように見受けられるので、個別に意味はもちろんありますけれども、その根っここのところは、こういう利子補給というのは誰が見ているのかということ、そういう見る場がないじゃないですか。

もう一つ言わせてもらおうと、この利子補給は第3部会だけかと思っていたら、前回の総会で第1部会が、事業番号37で住宅建設資金融資あつ旋利子補給という事業に対して、これはDであるという評価をしているのです。これは利用者も少ないからねというような意見もありました。我々の部分は、主として商店、中小企業だとか、そういったところを対象にしていますけれども、貸し付けに対する利子補給という点においては同じですね、公衆浴場もそうですし、これもそうです。第1部会はそれをD評価としたから僕らがD評価にしなければならぬということは申し上げるつもりはありませんけれども、そういうふうに、こういう利子補給というものについてちょっと基本的なスタンスをここで議論して、それから進めたらどうですか。

【部会長】

今の1番目に言われた点は問題提起ですので、要するにこういうことですね。要綱による補助事業というものは、議会等による民主的コントロールが不十分ではないかということ部会として問題提起したらどうかということですね。事務的に要綱による補助事業というのとはどのように民主的にコントロールされているのかいないのか、ご説明を。

【事務局】

実際には補助事業というのはほとんど要綱によることが多いのが実態です。というのは、条例で位置づけるとなると、明確に権利規定として設定をしていかなければならないということになりますので、途中で予算が足りなくなったときに補助できなくなると、権利侵害という問

題が生じていく。一方、緊急の必要あるいは柔軟に対応するためには、要綱で区民にサービスを提供するという事は、実制度上は禁止されていないというか当然の前提にしておりますので、義務を課したりするのは要綱で当然できません。一方でサービスをする場合に要綱でやるというのはよくあります。利子補給を要綱でやっているから、それ自体が問題だということになりますと、その他の福祉のサービス等も要綱でサービス提供しているケースが多いですから、そういう部分も全部問題になってくるということになりかねませんので、この部分はあまりご議論いただく必要はないのではないかと事務局としては思います。

ただ、議会のチェックがかかっているか、かかっていないかという部分では、制度上は、まずこういう事業を立ち上げるときには、議会に、今度こういう制度を始めます、予算措置はこういう形でやりますということを報告しておりますし、毎年の予算書あるいは決算書の中で、この事業については予算がいくら必要だ、あるいは決算でどうだったというのは載っておりますので、そういう部分では他の事業と同様に議会のチェックはさせていただいている。具体的に個々の補助内容がどうかという部分のチェックがかかっていないのではないかとということでは、それはおっしゃるとおりなのではございますけれども、そうすると他の個々の事業も一つ一つの適用が適正かどうかという部分も議会がチェックしているかどうかということについては、問題が起きなければそういうチェックはしておりません。個々の利子補給の内容が妥当かどうかという部分を議会でチェックしているかどうかという部分でいえば、実態としてはそこまではしていない。ただ、それは条例で行っている事業、法律で行っている事業でも個々の適用がどうかという部分については、基本的にそういう形になっておりますので、特段、要綱だから議会のチェックがかかっていないということはないと事務局では考えています。

【委員】

要綱が根拠だからおかしいということを行ったつもりはないのです。そうではなくて、誰がチェックをしていますかということの問題提起をしているのです。議会がチェックをできないのではないかと、区民がチェックする場もないというところが問題ではないかと提起したのです。議会に説明しているけれども個別にやっていませんということで、理解します。

【委員】

この利子補給は、17年のチェックがないのですが、そこはどうしたのでしょうか。

【事務局】

17年の審査会のときには、利子補給の事業そのものが審査の対象になっていないところですが、17年の審査会の対象として、これまで何度かご説明していますように、その事業に例えば国の補助がついている、都の補助がついている、残りを区が補助するというような、いわゆる区の単独ではない補助についてはもともと対象にしておりません。今回もそういう形で区の単独補助を対象に見直そうというときに、実は補助金とは何ぞやという部分でひもといていくと、明確な定義、具体的にこの支出科目だったら補助金だというのが実はないのです。考え方としては、行政のほうで相手方に反対給付を求めないで交付金を給付する。見返りを求めないで交付金を支出するものを基本的に補助金といって、それが一般的な解釈です。区の補助金等交付

規則といって、補助金を支出する手続に関する規則があるのですけれども、その中で補助金あるいは利子補給ということ補助金等ということで、その手続に基づいて出さなさいとなっておりますので、見直すに当たって、補助金の交付規則の中に利子補給という言葉があるのに、今回、利子補給をあえて抜いて狭く見るよりは、より広く見ていただいて評価するほうがいいだろうということで、今回、利子補給で区の単独のものも対象に加えたということです。

それで、たまたま産業振興関係ではいろいろな利子補給事業があったので、こちらの部会に利子補給評価の本数が非常に多くなったという状況です。

【部会長】

委員の指摘事項はおよそ日本の法律による行政とか行政制度の根幹にかかわることなので、それを議論し始めると大変かなと思います。どういうお金がだれに渡ったかということは公表されている、あるいは情報公開の対象になるのですか。

【事務局】

情報公開条例がございまして、情報提供の要請なり公開請求があれば、一定程度、決定文書なり精算文書なりは出ていると思います。

ただ、全部出るかとなると、補助の内容によっては黒塗りされる可能性が高いものがあります。情報公開制度の中で、一定程度、非公開情報、例えば個人情報とか法人の経営に係る情報とか行政の意思決定の途中にある情報については、時限的非公開にするとか、防犯上の必要があるものについては一定の非公開情報というのがたしか7項目ぐらい決まっていますので、そこに該当する情報についてはお出しできない対応になるかと思います。

【部会長】

公金は個人ないし個別の私的団体に交付されるという仕組みは山ほどあるわけですが、それに不正がないかどうかをチェックする機構というのが今いくつかあって、1つは議会です。ただ、議会というのは予算の中の一定の中小度のところまでしか見ないわけです。もっと下のレベルで、例えば消しゴムの納入業者はどうだとか、文具品の納入業者が特定のどこに納品したとか、その手の規制について少なくとも自治体についてどういうチェック機構があるかという、皆さんよくご存じのように住民監査請求、住民訴訟です。住民訴訟というのは国にはない訴訟制度で、ある種の効果を發揮していると思います。そういう形で民主的コントロールがきくようならできる。それを可能にするための通報制度等ということだと思います。

公金支出について今の仕組みが非常に根本的に問題だから、この部会でそこについて意見を言おうとはならないのではないかなと思っています。

要綱によるという点で言うと、条例、法律というのは国民の権利・自由を制約するという作用が根幹にあると考えられているのです。自由であるはずの国民の権利・自由を公の立場から制約する必要があることがある。公共の立場から一定の国民の権利・自由を制約する必要がある場合があって、ただ必要であるからといって勝手にやられたらやっぱり国民は困るわけですね。そこで、そういう権利・自由の制約をやる時は国民代表が定めた法律あるいは条令によってもらわなければ困るということになっている。これが近代革命の所産ですよ。特に税金

を勝手にかけられたら困る。税金は必要であるけれども、税金を勝手にかけられては困る。必ず国民代表の同意を得てからかけるというわけです。

そうすると、それとは逆に、国民にある利益、便宜を供与するという場合には必ずしも法律や条令の根拠が要らないではないかという話になるわけです。ただ、それもめちゃくちゃやっている和不公平が生じますので、例えば市長、首長が定めることのできる規則というもの、あるいは各部局で制定して、一応、上司の決裁を得る要綱という形で規則を定めて補助金を交付するというやり方がとられてきました。

これは国も一緒なのです。よく制度要綱による補助事業ってあるでしょう。あれは国民の権利・自由を制約しないような事業種分なのです。区画整理とか再開発とか、あるいは土地収用を伴い得るような都市計画事業とかは必ず法律の根拠があります。それぞれの法律に、補助することができるという条件があったりする。けれども、基本的に国民の権利・自由を規制するような手法を伴わない事業について国は制度要綱だけをつくる。必ずしも法律まではつくらずに制度要綱でやっていく、こういうスタイルでやっているのです。これについてもちゃんと事細かに法律や条令に根拠を定めるべきであるという考え方は今のところ多くの国々でとられているので、これはおかしいじゃないかということになると、それはそれなりに研究をして、しるべく根拠を出していかなきゃならない。この部会で扱うのは難しいと思っています。少なくともチェックがないわけではないということです。

【委員】

全体的な意見になりますけれども、個別に見ていくのが私たちに課せられた役割かなと思って見ました。やはり知識があまりないということで、こっちはいいけれども、こっちはだめというような判断がとてつきにくいなと思いました。

【委員】

全体的にこれだけいろいろなものにカバーされていて、それが事業の形態別や新しいテーマ設定であるといういろんな項目の立て方になっています。果たしてこれは、それによって多くの企業が恩恵を受けているということなのか、1つの企業があっちも使いこっちも使いみたいになるものなのか、そこは実態はわかりませんし、別に1つの企業がいろんな項目を使って融資を受けることが悪いわけでもないのかもしれないかもしれません。けれども、とにかく多岐にわたった項目をやはり少し整理する必要があるのではないかという程度のことは、言う必要があるのではないかと思います。

【委員】

必要なところに役立つ形だと思います。そのためには、審査をきちっとすること、交付した後のチェックが必要だと思います。

【部会長】

これは、申請してくる人はそのニーズがあるから申請してくるわけで、それに対して要綱上の要件に当てはまっていれば給付するという、そういう仕組みではないですか。

特に補助事業というものは、客観的、科学的にどこにどれだけやればいいのかということが必ず

しも言えるようなものではなくて、こういう事業そのものが成立してくるところのプロセスは、民主政治的に、要するに客観的な説明はつかないということだと思っております。

そういうところに我々が区民目線で客観的、科学的な評価をしようといったって、それはもう無理だと思います。特に補助事業についてはそう思いますので、あまり踏み込んでいくと切りがないというか、実態を全部調べなきゃならなくなります。利子補給をしてみてもどういう効果があったのか、その会社は本当にどれくらい助かったのか。見ると数万円ぐらいなものがありますよね。それらの客観的、科学的な効果は測定しようがない。

先ほどのご意見は、一般原則的なことを立てて一括してやるほかないのではないかとというご意見でしょうか。

【委員】

そういう形でしたら意見が出しやすい。

【部会長】

ただ、やはりいくつか、これはこういう理屈でこうだろうなというのがあるのですよね。一括してこうとなかなか言いにくい。

【委員】

委員の意見をベースに再度考えさせていただくという作業は必要だと思います。

【部会長】

いくつか審査の着眼点といいますか、それをまず議論して、あとは、意見をベースに、これはちょっと厳し過ぎるのではないのか等とやっていきますか。

一般原則的なことをまず少しずつでも議論したいということであれば、1つは執行率です。執行率が低いのは利子が下がったためですと書いている事業もありましたけれども、低金利はずっとこの20年ぐらいの傾向ですので、それで執行率が極端に悪くなるということもなさそうな気がするのです。中には非常に執行率が低い事業がありますよね。これはどう申し開きをしようとも、何か他の補助メニューと統合すべきものなのではないかと感じました。

他の補助メニューに統合ということですが、これらは一括できないのかという意見がどうしても出てくると思います。一応これは統合しているような格好にはなっているのでしょうか。何か統合的なルールがあって、一応、何とか要領という要領があって必ず根拠等に出てきますよね。その後で実際には似たような分野のものであれば所管課が一括して扱っている、だから行政的スタイルで実は統合されているという認識なのですが、どうでしょうか。

一般原則的なことについて、こういう点が判断の重要な材料になるということで意見をいただきたいと思っております。

【委員】

執行率というのはあまり重視してはいけない。なぜかという、担当者が、執行率が低いと仕事をしていないと言われると困るから、妥当じゃないものでも引き上げて執行率を上げるということにつながりかねない。執行率が低いからやめるということは、一般論としてです。

ただ、62番「環境保全資金利子補給」について言うと、本当に利用件数が少なく、利子補

給も全体で10万円前後の事業です。そして、ここで何で役に立っているかと主張しているのは、低公害車を中小企業が買うのに大変役に立ったと言っている。常に時代が動いているのに対応してほしいという意味で言うと、エコポイント制度での支給があります。だから、低公害車購入に役に立ったと言っているこの補助事業は、言われるほどではないという思いです。

【部会長】

メニューとして昭和49年から等かなり長期にわたって存続しているものがいくつかあります。それ自体が悪いわけではないと思うのですが、今言われましたように、事業目的がそもそも時代即応的なものであることをうたっているもの、例えば低公害時代への対応とか、そういうものについてずっと漫然とじゃないのだろうけれども、結果として長期にわたっているもので、果たして政策目的が動いていないのかどうか、経済政策として合理的なのかどうかということをやや疑わせるようなものについてはやっぱり厳しい評価をせざるを得ないということではないかと思えます。

中小企業の基盤が弱くて、でもやっぱり支えていく必要があるというのは、そういうことで言えば長期にわたる補助メニューはあってもいいと思うのです。ただ、政策目的が割と短期的な時代即応型の経済政策である場合は、ずっと続いているのはどうしてなのか、そこは疑わしいということになるのだと思えます。

こういう視点があるなというのがありましたら、自然と各事業の事実上の議論になっていくような気がいたしますので、どしどし言ってください。

【委員】

64番は平成2年から20年間緊急

【委員】

顕著に何か言えそうなところ、そういう形で意見を上げる必要があると思えます。

【部会長】

執行率については、先ほどの委員のご意見を念頭に置きながら、執行率があまりに低いものについては少し精査する。メニューの存続期間が長いものについては、本当に普遍的なものなのか、時代即応的なものかで見直ししていく必要があるのかという点についても精査するということで、個々に見てみます。

「環境保全資金利子補給」はいかがでしょう。

【委員】

これは意見をCにします。

【部会長】

Cなのではないかと私も思いました。

【委員】

低公害車の購入だけに対してなのか、実際はそういうものに対して使われたけれども、規定されている内容としては環境保全というもっと広いいろいろな取り組みに対して融資しますよということなのかによっては、もう少しこういう分野を促進したいという思いがあれば、必要

な枠ではないかと思っていました。

【部会長】

これはまず執行率が非常に低いのです。

【委員】

その内部評価の総合評価で、「営業用の低公害車を購入するなど環境の保全につながって事業の目的を達成している」という、そして利用件数が1件、2件、今年が5件となっているわけです。エコポイントで車は低公害車に変更されますね。

【部会長】

低公害車と書いてあるけれども、それだけが対象じゃないということです。

【委員】

数字が少ないというのは、制度に関して周知されていないということではないのですか。

【委員】

十分かどうかわからないですけども、ホームページには掲載されている。産業振興課がつくった1つのパンフレットの中にこういう場合の融資がありますとたくさん項目が並んであります。そういうのは区内で配布されているのだらうと思います。まずは企業の側が、これがあるならこういうお金を出して新しい取り組みをやってみようと思わない限りは申請しませんね。ただ、環境に関しては、やはりそういう取り組みを区が打ち出すことで、何らかハードルが下がって、この資金がもう少し使いやすいと思って、そこに見出す企業が多くなることは、区民としても望んでいるところなのです。

【部会長】

政策目的はよく理解できるのですけれども、この低執行率を見ると、制度設計のあり方、申請手続あるいはPRとかが見直されなければならないのではないかという気がします。そうすると最低限Bではないかと思うのですが、どうでしょうか。

【委員】

執行率は問題にしておりません。制度としてあまり利用されていないから、低公害車のことを力説しているのですが、言われるように制度そのものを要らないと言う必要はないと思う。要らないというつもりはありません。ただ、こういう機会に低公害車のことしか書けない程度のことだったら抜本的に見直しをして、もっと意義のあるように見直したらいかがですかというので、Cの抜本的に見直したらどうでしょうか。Bでも見直せという部分になるので、どちらにしても良いと思います。

【部会長】

環境車だけでなくいろんなものが対象になっているのに、執行率というか額ですよ。補助金を執行するためにも人件費とかコストがかかっている、これはやっぱり政策目的は非常によく理解できるにしても、制度設計か、交付手続か、それともPRかどこかに非常に問題があるのではないかという気がするのです。

【委員】

環境保全ということは、大企業はイメージの問題等あって環境に今お金を使い出しているけれども、中小企業はかなり最後の最後の辺に金を使わざるを得ない。中小企業向けの環境保全是、実際に利子補給ぐらいで制度設計として本当に妥当なのかどうか。Cがいいと思います。

【部会長】

中小企業は、環境に投資して企業イメージをアップしてというのは、なかなか考える余裕がないことが多いと思うのです。そうすると、中小企業の中に環境への取り組み意識を喚起するためにも制度設計等を抜本的に見直して、もっと環境保全意識が社会的に広がるようにしてもらいたいというメッセージを伝えるためには、Cとなる。何か抜本的に改善して企業の間でも環境意識を高めるようにしてほしいと思うのですが、いかがですか。

もう一回繰り返しますと、かなり執行率及び執行額が低い、政策目的は非常によく理解できるけれども、制度設計やPRに問題があるのではないかと、抜本的に制度を見直して環境への取り組み意識を中小企業の中に喚起してほしい、こういったような意見でCとするというのよろしいでしょうか。

次の63番「地場産業振興資金利子補給」です。

【委員】

これは、利用者が多く、長い期間、昭和60年からの制度です。25年間の制度ですから、中小企業にとっては恩恵のある事業であろうと思います。ですから、これは引き続きがいいのではないかという意味でAをつけました。

【部会長】

これは先ほど一般論で少し議論しましたかなり普遍性の高い継続的な補助事業と言えるものではないかという判断ですね。

地場産業という概念が要綱にうたわれているわけですね。

【事務局】

地場産業については、要綱上、染色業として、染色整理業、洗張、染物業その他区長の指定する業種と、もう一つが印刷・製本関連業として、印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業その他区長の指定する業種、この大きく2つを地場産業ということで定義しています。

【部会長】

地場産業について、これを何とか新宿区の文化財としても振興していこうという政策目的にはそれなりに共感していたかと思います。その観点から、この補助事業はかなり普遍性が高く、Aでもいいのではないかということです。よろしいですか。

次の64番「商工業緊急資金利子補給」で、平成2年からですから、バブル崩壊後のそれこそ緊急事態に対して新宿区として手を打たれたのかと思います。

【委員】

緊急の意味には災害時というのも含まれるのですよね。という点では、いつ緊急事態になるかというのは予測がつかないのではないかと思います。

【事務局】

要綱上は、目的として、災害、経済環境の変動等により、著しく事業活動が低下し、経営に支障をきたした中小企業者に対して融資するという一方で、融資を受けることができる者については、区長が指定する風水害、地震等の災害により事業資産に甚大な被害を受けている場合又は経済環境の急激な変動により事業活動に影響を受け区長が当該者を対象として認める場合というのが融資の対象ということになっております。

【部会長】

年度による変動性は本質的にかなり高いもので、制度として置いておく必要があるのではないかという意見でしょうか。

【委員】

今まさに経済低迷の折だから緊急だということで駆け込みになり、この実績を見ると、去年は3,400件もあって、その前の年はその1割にも満たないという随分波がある。だから、今まだ経済がこういう状態のときに、これをやめちゃえなんて言うつもりはもちろんありません。けれども、20年間にわたって緊急という形での施策がずっとなっていると、やっぱりこういうものはその時代、その時代にタイムリーに対応するためにもきちっと毎年見直しをしてもいいぐらいのものではないかと考えます。

【委員】

緊急というのは経済の動きだけじゃないというところで、緊急というのは本当にいつ何があるかわからないという意味の緊急だと思っています。

【部会長】

緊急事態に対応するために恒常的な制度を置いておけばみんなも安心するということですね。激甚災害のときは別途対応すると思われま。個々の事業者にとって大きな問題が生じたときに対応してくれるという客観的な保証が常に置いてあるということの安心感は大きいのではないかと判断すれば、この事業はいいのではないかととなります。執行率の変動は、過去2回だけですけども、かなり激しい。委員のおっしゃるようにもともとこういうものだと考えれば、まさしく制度趣旨としてうまく機能しているということになると思います。いかがですか。

【委員】

74番「貸付信用保証料補助」とこの事業の2つが3億とか5億とかでほとんどを占めている。74番の目的の達成状況は「平成20年度商工業緊急資金（特例）、21年度債務一本化資金の制度内容が拡充されたことで、制度融資の貸し付けが大幅に増加しました」としています。これは何か関係あるのですか。

【部会長】

74番との関連性ですけども、どうでしょう。

利子補給ということは融資に関する制度もあるということだし、融資に関する制度があれば、信用保証の制度のあるということですね。

【事務局】

いわゆるリーマン・ショックの後に経済が急速に悪化したということで、新宿区のほうも緊

急経済・雇用対策というものを20年度途中から始めているところです。その中でたしか、債務一本化の融資ということで、中小企業融資を受けている金額を1つにまとめて、それでお貸ししましょうという制度をつくったのです。

その関係で、これまで例えばこの制度で300万、こちらの制度で400万と借りていたものをたしか上限2,000万か何かにして一本化できるという制度をつくりました。

【委員】

64の融資限度額というのはあるのですか。

【委員】

1件当たり500万です。

【事務局】

それで、期間が5年以下で利率が年2.1%以下です。

【委員】

そういう制度があつて、それでもう一個、リーマン・ショック後の2,000万という上限を一括にしますという制度ができていますか。

【事務局】

現在受けている融資と別枠で新たに2,000万ということではなくて、借りかえて2,000万一本化にするのか、残額分を2,000万の枠の中で借りるのかというのは事業者の選択ということになっていたと思いかれども。

【委員】

だから、緊急というところに、いわゆる自然災害的なものと、それから経済危機みたいなものと一緒に入っていて、どちらもいつ起こるか分からないけれども、自然災害的なものというのは結構突発だから緊急というところに載っけておいてもいいかもしれない。経済危機に関するやつというのは別につくったほうがいんじゃないかなという気もしないでもない。

【部会長】

確かに経済変動については、それを事前に察知してきちんと対応した才覚のある人と漫然と従来型の営業を続けていた人というのは差ができるのは資本主義である以上当然ではないかと考えれば、災害と経済変動と同じ緊急事態と見て保証金をしている制度自体がちょっとおかしいのではないかという考えは確かにあり得ます。

64「商工業緊急資金利子補給」は、災害のような経済現象ではないものについて基盤の弱い事業所が安心してやってくれるための継続的の制度、セーフティーネットとして緊急というのがあるのはよろしいということにしますか。

【委員】

それはわかりません。

【部会長】

そうすると、経済変動に対して緊急、不況、恐慌が起きたということに対するセーフティーネットは基盤の弱い事業者に対してあってもいいのではないかと、こっちのほうがやや疑問の向

きが多いですか。どうでしょうか。

【委員】

今回の経済不況は予測できなかったものですね。

【部会長】

予測できないというか、それはできた人もいるのですよ。できた人もいるのだけれども、それは後知恵のような感じもするのですが。

【委員】

そこまで分析してここを一本化しないで2本に分けるという意見を言うことまではできるのかなという感触はありました。

【委員】

中小企業の定義は何かありましたよね、何百人以下とか。

【事務局】

中小企業の定義は法の中にあったかと思うのですけれども、こちらのほうで対象としているものは、同一事業を引き続き1年以上営業していることがまず条件になっていまして、それで法人の場合は、1年以上区内で営業しており、かつ本店が区内にあること、個人の場合は、1年以上区内で営業し、営業本拠地または住所が1年以上区内にあって、かつ都内で営業していること、それと事業税、住民税を滞納していないこと、あと業種が東京信用保証協会の保証対象業種であることというものが対象になっています。

【部会長】

選択肢としてはAとするかBとするかですけれども、災害と経済変動と同一視して、同様のセーフティネットを基盤の弱い事業所につくることが適切かどうか疑問も出たが、制度改革まで必要だと確信には至らなかったとしてAということもできますし、いや、災害と経済変動と同一視している点に疑問が残るので検討されたいと言ってBにするか。

【委員】

後者を提案したいのは、災害にしる経済変動にしる、あらかじめ用意してある要綱なら要綱が機能するとは限らないわけです、時代はどんどん変わっているわけですから。だから、そういう意味ではこういう機会に更なるそういった新しい需要に対応できるように制度を見直しておくべきであろうという、よりこの制度を区民に生かしてもらうためにも制度をきちっと見直して、わかりやすい制度あるいは区民に喜ばれる制度にすべきであろうというトーンのほうがいいのではないかなと思います。

【部会長】

今のご意見は、災害と経済変動と同一視している制度を適切なかどうか疑問であるというスタンスにして、経済変動については、その様態がもっと機動性のある制度とか、あるいはもっとターゲットを絞り込んだ制度とか、その時々々の経済変動の様態に応じて再検討されていくべきものである。したがってその点については制度の見直しが必要になるのではないかなという現状にあります。そんなことを言ったって、要するに不況になって利子補給するという

点は一緒ではないかと言われたらどうなのだろうと。

【委員】

ここで相当な需要があるから、それなりに役に立っていることは間違いない。しかし、この需要が、本当に困っている人たちがみんな等しく利用してこの数字なのか、もっともっと本当は使いたい人がいるのだけれども、使えない、その辺は今わからないので、すごく使われているから結構だというのではなくて、もっと使いやすくする期待に対応できるように不断に見直しをしてほしいという意味で、抜本的な見直しまで言っているわけじゃないわけです。これをもっと生かすために見直しはあったほうがいいという姿勢です。

【部会長】

そういうスタンスで、結論としてBとして、まず災害という緊急事態に対するこういう支援措置は、基盤の弱い事業者が継続して安心して事業をやっているセーフティーネットとして重要である。ただ、経済変動についても同様なやり方で継続的な制度としている点については改善の余地があるのではないかという疑問を持った。もう少しこういう不況の対応であればこういう業種に絞り込んでこれだけの予算でやっていくというような、そういう機動的な対応を可能とするような仕組みが別途検討されるべきではないかと思う。だから、経済変動に対するある種のセーフティーネットとしては、もうちょっと機動性の高い補助メニューのほうが適切なのではないかと感じたのでBとしたというのでどうですか。

【委員】

よろしいのではないですか。

【部会長】

では一応Bとして、次回再度確認することとします。

65番「商工業年末特別資金利子補給」これはどうですか。これは年末でかなり短期なので、利子の額が多くないというようなご意見であります。結構利用されているのです。

【委員】

職員にボーナスが出せないとか何かそういう場合のですね。

【委員】

15件。執行率は低い。

【委員】

利子補給保証料の減免というのが全部かぶさっている。その中での話です。これは融資期間が11カ月で、いわゆる短期融資ですね。そういう制度で中小企業が助かるということもあるのでしょうから、この制度はこのままあっていいのだろうと思います。しかし、思ったほど利用が多くない。20件前後と中小企業何千件とある中で意外と少ない。そういう意味では、やっぱり利用の制度等といったところに使いにくい問題がないのか、この機会に見直しをしてみたらどうでしょうかというトーンでBにしました。

【部会長】

今の65番の利子補給ですけれども、これに対応する信用保証料補助というものもあるのですか。

【委員】

74番で一括してのあらゆる利子補給と連動していますよね。

【委員】

お金を借りると必ず保証料がある。これは、利子補給と保証料の減免というのはセットでこの制度になっているのです。

【部会長】

年末という特別な時期に起こる支援は必要ではあるけれども、信用保証料と利子に関する支援は実績から見てもそれほどでもない。

【委員】

率直に言って、短期だから利息はわずかなのです。

短期融資というのは、役には立つのでしょうかけれども、そういうものかという感じはする。

【委員】

これは執行率を無理に上げる必要もないわけで、執行率が低いほうが、経済的にはみな状況がいいというものではないですか。予算枠が50、60万円程度のものであって、こういう枠をつくってあるということには、非常に利用する側としては安心感があると思います。

【部会長】

これは、執行率よりも1件当たりの金額のほうを問題にされているのかなと思いましたけれども、大みそかに資金繰りに走り回るといのは、これはある意味100年来の風物詩で、そこに関するセーフティーネットがあるとかというのは、単価がこれだと制度運営のコストに見合った効果が得られているのか少し問題提起をしたくなると、そういうことではないかなと思います。

【委員】

これは融資を受けた人が、利子補給、保証料の補助をもらう話です。だから融資制度そのものはあって当然ですよね。融資を受けた人が必ずしも利子補給の手続を全部しているかどうかはわかりません。

【部会長】

これは少なくとも金融機関からの融資を受けられるようにあっせん紹介する、少なくともそのことと利子補給は別な制度なのです。銀行が融資するかどうかを決定するというのはここにも書いてあるのですけれども、決定するに当たって新宿区から信用保証料と利子補給がありますといったときに、かなり融資の決定をされやすいという心理効果があるとしたら、それは確かに大きいことでしょうね。

【委員】

それが一番大きい、どれについてもそうなんだという理解で全体を見ても、個別に今度、銀行に行ってもなかなか中小企業には貸してもらえないような現実があると思うのですけれども、この制度があることによって、銀行側も貸しやすくなるということだと理解できます。

【委員】

その理解は全然違わない。だけど、補助事業としては融資制度と利子の補助というのは別な事業制度だと思う。

【部会長】

本体となる融資そのものはやっぱり民間が行い決定するわけですよ。ただ、政策主体である区役所としては、自分で貸すというわけじゃなくて民間が貸し付けるのだから、民間機関が貸しやすいようにするという政策しかないわけですよ。貸しやすいようにするために、信用保証料の援助と利子補給というのと、この2つが心理的に有効かどうかということを与えられた材料だけで判断することが仕事なので、そうするとこういう材料のもとでどういう判断をすべきかですね。

次の66番「小規模企業資金利子補給」どうですか。

【委員】

66番は古いですよ、昭和49年から。これは小規模企業だから中小企業よりさらに小さい企業を対象にしているのでしょう。しかも、利用者が非常に多いのです。ここで問題提起したのは、特例融資という制度とこの制度と2つあるんですよね。

【部会長】

小規模企業の中にもかなり階層分化が生じているということがもし背景にあるのだと、結局、一本化しても2階建て的に見えるかもしれないですね。内部に、要綱の中にA型、B型とあったりして、結局、そこはちょっとわからないですけども、どうですか、各委員のご感触は。66番と67番はセットのようですね。一体的にお考えになっていかがでしょうか。

【委員】

67番はこれ、信用保証協会が全額保証しますと書いてありますよね。66番と67番の違いというのはこのところが違うだけですかね。

【委員】

目的のところは1項、2項あり、ここまで一緒だけれども、3項目めが、特例のほうは、小規模企業特例資金は信用保証協会が全部保証する、100%保証するとわざわざ書いてある。

その記述は66番にはない。

【委員】

66番は、100%は保証しないですよ、そういう資金なのでしょう。

【部会長】

66番というベーシックな小規模事業所支援制度がありながら、67番という特例をつくって3年たつたのだから、少し見直したらどうかという筋道の話は一般論としてよくある話に思いますが、どうでしょう。

要綱上は、政策目的が第1条に書いてあります。

【委員】

「この資金は、全国統一の保証制度である「小口零細企業保証制度」に準拠し、小規模企業者に対し、この要綱に基づく資金の融資により、その経営の安定化及び発展に資する

ことを目的とする」と67番は特例にある。

【委員】

そういうのができたのだね。

【部会長】

特例と言っているけれども、66番の特例じゃないのですね。全国一律に何かできたからそういうのをつくった。だから、66番と67番は制度の根っこは別のところにあるのですね。そうだとすると、66番と67番を統一的に運用したほうがいいのではないかと常識的には見えるけれども、こういう技術的なことはなかなか外部評価委員会では判断できない。

【委員】

でも、750万円と1,250万円と足して2,000万円、両方の制度を利用すると2,000万円になるわけけれども、初めから2,000万円借りようとする人は、750万円の手続をして1,250万円の手続をしないと2,000万円にならない。だから、初めから2,000万円という制度の一本化ができれば、1つの手続で2,000万借りられるという理屈になる。そういう意味では、分けておく必然性がなければ一本化したほうが利用者には利便に供すると思う。

【委員】

66番が750万で、67番が1,250万。それで、結局さっき言っていたように一括2,000万円以下にしないよという話とつながるね。

【部会長】

両方とも新宿区限りの要綱であるように根拠欄ではなっているのですが、特例のほうは、国の制度が別途あって、それに準拠しているというふうなのです。けれども、67番のほうも必ずしも66番に対する特例というわけでもなくて、むしろ67番というのは全国制度に準拠してつくられたもので、結果として66番と制度趣旨が似たようなものになってしまうように思われる。これを一くりに整理したほうがよいのではないかと考えるのであるけれども、いかがであろうかという問題提起としてBとする。問題意識を間違っていれば、わかりましたで、それでおしまいなのですけれども。

もう一件、68「創業資金利子補給」はいかがでしょう。

【委員】

1,000万円単位、2,000万円前後のお金が予定されていて、かれこれ300弱ぐらいの利用者があって、1件当たり7万6,000円ぐらいということなのですよね。だから、創業用資金というのは、助成というのは創業をする人にとっては非常にありがたい融資だと思います。そういう意味では、制度としてあってしかるべきだと思います。問題は、平成9年からもう13年たっていますけれども、制度が見えないことです。

【部会長】

基本スタンスを形式化すれば、ベンチャー支援として新宿の経済活力を発展させるために重要な事業だと思うけれども、特にベンチャー支援ですので、生き馬の目を抜くような競争と変動が激しい分野なので、制度が3年たったところで、より有効な施策となるように見直すべき

ところはないのか精査をしていただきたいという趣旨でBといたしました。こういうことでどうでしょうか。

【委員】

69「技術・事業革新資金利子補給」で、中小企業の技術革新に資金を活用するという制度なのですが、利用度が大変低いです。年間5件ぐらいずつしかなくて、あまり利用が少ないからやめちゃうみたいなことは言いたくないが、10年たっていますので見直す必要があるのではないか。

【部会長】

特に日本経済の強みの一つに中小企業の高い技術力というのがあると思うのですが、その意味ではこの補助事業がねらっているところは非常に重要と思うのです。中小企業といえども技術開発、商品開発等は重要だと思いますが、指摘になったように、利用実績があまり大きくないのです。ということは、政策目的は非常によいのに、実績が上がっていないということは、何か制度のほうを大きく見直す必要が伏在しているのではないかと感じます。

【委員】

つまり、これは国の法律に基づく中小企業の革新に資する制度だという法律に基づいているというわけです。だから、その割に利用が多くないのは、やはり制度的な見直しをして、利用しやすいようにする意味があるのではないかと感じます。

【委員】

問題提起をするためにBかCか。

【部会長】

あえて非常に重要な新宿区の経済活力を支える問題だから、よく考えてほしいという趣旨でCにしますか。

【委員】

これはもっと頑張ってもらいたい。

【委員】

62「環境保全資金利子補給」も69「技術・事業革新資金利子補給」も件数が少ないという実態はあります。だから、この分野を積極的に進めるなら、別のアプローチをとれるのではないかと。企業が何かしたいと思ったときに、とにかく融資が受けやすいという状況があって、その中にこういう枠でやりたいという自分の目的に合致したものが選べる項目の一つとして割と細分化されて、その中でも条件がいろいろ違ってくるという理解をしていました。

【部会長】

環境意識を高める施策が体系としてあって、そのごく一部にすぎないと。そうすると、もっと施策の体系を十分吟味してほしいという意見にしたのですけれども、それに対して少し違う。

【委員】

そういう議論にこの利子補給というのは、私はまたなじまないというのか、別のくくりとして位置づけられていると思います。

【部会長】

環境意識を高めるということは一つの施策体系として行われているので、利子補給の仕組みだけをいじっても、それが達成されるわけではないということは、認識としても記しておいたほうがよろしかろうと思います。

それから、65「商工業年末特別資金利子補給」については、A評価とB評価の間にまだ意見の一致がないようです、頭を冷やして次回やりましょうか。

【事務局】

所管に問い合わせましたところ、融資と利子補給の関係については、新宿区商工業資金融資要綱第4条で、全体で11億を金融機関に預けまして、金融機関はその原資の35倍に相当する額以上の融資枠を設定するというで個々の融資手続を行っている。その融資がされると、個々の利子補給の要綱に基づいて利子補給していくと、そういう枠組みになっているということです。

【部会長】

新宿区商工業資金融資要綱の中に利子補給そのものは書いていない。この要綱が十分機能するように、さらに追加的にだめ押し的に利子補給もやりますということをして政策的に行って金融機関の背中を押しているという趣旨の補助事業のように65番は思われます。

そういうものとして考えてどうですか。こういう事業が発想された背景には、ここまでやっても、なお貸し渋りみたいなものがあって、もう少し背中を押す必要があったのかと考えられます。

事業開始から17年ほど経ちますので、その政策効果を確認するという必要がないのかという気がしていますね。そういう意味では、その直しようがあるかという問題の構図ですけれども、どうですか。多分、資金融資要綱の枠組み、さらにもう一押しして融資を得られるようにしようという意図で平成5年に利子補給のメニューが加わったということだと思われまけれども、それに対して実績もいま一つ芳しくないから、もう一押しの追加的措置が有効であったかどうかを精査する時期に来ているのではないかと考えればB評価にし、貸し渋り状況というのが継続すると、追加的な支援として必要であるというのでAにするというこの2つの選択肢かと思えるのですが、どうでしょうか。

【委員】

これは平成5年に始まった制度で、かれこれ17年になろうとしているわけですから、一般論でもあるのだけれども、10年を経たものは一度見直しをするということが願わしいと思います。もっと使いやすくする方法がないのかとかいうようなことも含めて、せつかくこういう制度をつくったのですから、使いやすい制度にするためにもこの機会に見直しをすべきだという意味で、AではなくてむしろBが妥当ではないかと思えます。

【部会長】

制度趣旨の理解は大体いいでしょうかね。

【委員】

ニュアンスの問題だとは思いますが、年数が経ったから見直しが必要なはずであるというような前提では、Bとしていいのかなという思いはあったのです。少し見直す方向で考えていただければというのであればBでいいと思います。

【部会長】

平成5年から始まったこの利子補給は、これに上乗せしてさらに支援を高めて危機に対応する必要があるという判断でできたと推認されるので、それだったら追加的な部分については、追加をしたときの状況判断が今も妥当しているのかどうか精査してもらいたい。無条件で長く続いているからだめだとは言にくいと思うのですけれども、Bとしたうえで、このような評価理由を書いています。

以上、今日は大変ご苦労さまでございました。

<閉会>